平成２９年（フ）第１９５号
高知市葛島２丁目５番32号　高須スカイハイツ305、開始決定時の住所高知市本町２丁目３番６号
破産者　刈谷　美惠
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８５号
高知市塩屋崎町１丁目８番29号　開運荘２Ｂ
破産者　松下　展久
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０６号
福岡県飯塚市潤野933番地352
破産者　高山　昌子（旧姓田坂）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１１４号
福岡県嘉麻市漆生1365番地10
破産者　髙橋　妙子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５６４号
北九州市小倉北区三萩野１丁目４番13―801号、住民票上の住所北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
破産者　加治　綾介
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目３番３－305号
破産者　横溝　佳史
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２９号
長崎県長崎市館内町11番14号
破産者　古家　克己（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
宮崎市天満町８番35号　スカイコート宮崎206号
破産者　井上　龍一
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２７号
長野県上田市別所温泉1803番地１
破産者　齋藤かおる
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１６１号
北九州市小倉南区徳力１丁目８番７―302号
破産者　有川　佳宏
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５号
山形市あさひ町６番９号、開始決定時の住所山形市東原町２丁目20番31号
破産者　永井　　進
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
山形市あさひ町６番９号、開始決定時の住所山形市小白川町３丁目６番18―301号　ネオハイツ小白川
破産者　永井　　淳
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
群馬県太田市新田上田中町135番地３
破産者　関根　幸男
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２２６号
静岡県富士市永田町１丁目87　３Ｆ－Ｄ、住民票上の住所静岡県富士宮市上柚野597番地
破産者　岡村　克也（旧姓高山）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７７４号
愛知県半田市板山町２丁目28番地の１
破産者　斉田　康臣
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２０号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字天神前14番地２　白沢田園マンション401号、従前の住所愛知県知多市八幡字半田道37番地の５　ラビデンス巽ケ丘401
破産者　柴垣美代子
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２３号
大阪市浪速区桜川２丁目２番25―404号
破産者　鈴木　高則
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部